

# 大河原町立大河原小学校 学校いじめ防止基本方針

## いじめを許さない学校づくり

- いじめている児童に対しては、毅然とした指導をする。また、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示していく。
- 児童一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度を高めていく。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで継続していることもあると認識し、引き続き注意を払い、折に触れて必要な指導を行っていく。

## いじめの早期発見・早期対応

- いじめは「どの子にも、どの学校にも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校等における相談体制を充実し、児童の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力の体制で臨む。
- 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめが発生したときは、学校のみで解決することなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組む。また、教育委員会と連携して対応していく。
- 学校におけるいじめの対処方針、指導計画等の情報については、家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めている。

## いじめ問題対策委員会

### 〈構成員〉

- 学校の職員
    - ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、学級担任 等
  - 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者
    - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「おおがわら子どものこころのケアハウス」サポーター
    - ・弁護士、学校医、警察官経験者、学校評議員 \*必要に応じて
  - 保護者や地域住民等
    - ・保護者の代表（PTA 役員等）・地域住民 \*必要に応じて
- ※この他にケース会議は適宜開催する（P6, 7）

### 観察

日常観察  
チェック表の活用

### 情報収集

アンケート調査  
日常会話 等

### 早期発見

児童、教師、本人  
保護者、地域 等

## いじめの把握

## 緊急対応

### 保護者

- いじめの事実を伝える。
- 本人を守る姿勢を示す。
- 日頃から信頼関係を構築する。

### いじめられている児童

- 受容: つらさや悔しさを十分に受け止める。
  - 安心: 具体的支援内容を示し安心させる。
  - 自信: 良い点を認め励まし、自信を与える。
  - 回復: 人間関係の確立を目指す。
  - 成長: 自己理解を深め、改善点を克服する。
- \*心理的ケアを十分に行う。

### 傍観的児童

- グループ等への指導
- 学級全体への指導  
自分の問題として考えさせ、許されない行為であることに気付かせる。
- 学年及び全校での指導



- 確認: 事実関係、背景、理由等を確認する。
  - 傾聴: 不満・不安等の訴えを十分に聴く。
  - 内省: いじめられている子供のつらさに気付かせる。
  - 処遇: 課題解決のための援助を行う。
  - 回復: 役割体験等を通して所属感を高める。
- \*心理的ケアを十分に行う。

- 事実を伝える。
- 心情（怒り、不安）を理解する。
- 具体的助言を与え、立ち直りへの協力を得る。

### いじめている児童

### 保護者

家庭

学校

地域

大河原町教育委員会

関係機関

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、本校の児童の尊厳を保持するため、大河原町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

## I いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

しかし、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた児童や周辺の状況等表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目して見極めるようにする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について、いじめに当たると判断した場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## Ⅱ いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

## Ⅲ いじめの防止等に関する基本的考え方

### 1 いじめの防止

#### (1) 基本的考え方

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期

的なアンケートを実施したり日常的な児童の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくP D C Aサイクルに基づく取組を継続していく。

## (2) いじめの防止のための措置

### ① いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

- ・ 職員会議や校内研修等において、本校児童のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- ・ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。

### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育の充実、読書活動、体験活動や伝統文化教育などの推進により、児童の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての伝統文化教育などの社会体験・生活体験の機会を設け他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、お互いに認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また、授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

## 2 早期発見

### (1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

### (2) いじめの早期発見のための措置

#### ① 実態把握、情報共有

いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

- ・ 授業，休み時間，給食時間，放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- ・ 個人ノートや生活ノート，日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・ 月に1回程度，学校生活アンケート等を実施し，いじめの実態把握に取り組む。（P7参照）
- ・ 放課後などに教育相談の機会を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・ P T A総会，学年・学級懇談会，家庭訪問などの機会に，保護者から情報を得る。
- ・ 集まったいじめに関する情報は，生徒指導記録簿に記載するとともに，学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

## ② 体制整備とその点検

児童や保護者が，いじめに関して教職員に相談しやすいよう，日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。

また，教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか，学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを学校評価等とおして定期的に点検する。

## 3 いじめに対する措置

### (1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下，保護者の協力を得て，必要に応じて関係機関・専門機関と連携し，対応に当たる。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

#### ① 児童の安全確保

遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階からの確に関わりをもつ。その際，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

#### ② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，ケース会議やいじめ問題対策委員会で直ちに共有する。その後は，いじめ問題対策委員会が中心となり，速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして，いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は，校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに，被害児童・加害児童の保護者に連絡する。

#### ③ 警察との連携

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，いじめを受けている児

童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### IV いじめの防止等の対策のための組織

##### 1 「いじめ問題対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

##### 2 「いじめ問題対策委員会」の役割

- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- いじめの未然防止のために、ケース会議を実施する。ケース会議は、児童間のトラブルや児童の気になる様子等の情報があった場合、直ちに実施し、情報交換を行うほか、指導・支援方針の確認等を行う。いじめの疑いある場合には、いじめ問題対策委員会の実施を要請する。

##### 3 「いじめ問題対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

<学校の教職員>

- ・校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学年主任，学級担任等

<心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者>

- ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，  
「おおがわら子どもの心のケアハウス」サポーター
- ・弁護士，学校医，警察官経験者，学校評議員等 ※必要に応じて

<保護者や地域住民等>

- ・保護者の代表（PTA役員等）・地域住民 ※必要に応じて

#### 4 「ケース会議」の構成

構成員は以下のとおりとする。

<学校の教職員> ・教頭，主幹教諭，学年主任，学級担任等，（生徒指導部員）
<心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者> ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー ・「おおがわら子どもの心のケアハウス」サポーター ※必要に応じて

#### 5 いじめ防止に関する取組の年間計画

4月	学校生活アンケート	10月	学校生活アンケート
5月	学校生活アンケート 児童理解全体会	11月	健全育成委員会② 学年・学級懇談会（教育相談）
6月	健全育成委員会① いじめ実態調査	12月	いじめ実態調査
7月	学年・学級懇談会（教育相談）	1月	学校生活アンケート
8月	いじめに関する事例研修（職員研修）	2月	いじめ実態調査
9月	学校生活アンケート いじめに係る話合い（職員研修）	3月	情報交換（引き継ぎ）

※ ケース会議は適宜行う

### V 重大事態発生に係る事案への対応

1 重大事態が発生した場合，大河原町教育委員会へ事態発生について速やかに報告する。

2 重大事態の例

- (1) 児童が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等の重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合 など

### 参考 相談機関連絡先

- 宮城県総合教育センター（りんくるみやぎ）
  - ・24時間子供SOS（0570-0-78310）
  - ・教育相談ダイヤル（022-784-3568） ・子供の相談ダイヤル（022-784-3569）
- 大河原教育事務所（0224-53-3111 内線570）
- おおがわら子どもの心のケアハウス（0224-51-8878）
- 法務局 子ども人権110番（0120-007-110）
- 宮城県警察本部生活安全部少年課 いじめ110番（022-221-7867）
- 社会福祉法人 仙台いのちの電話（022-718-4343）

掲載日：平成28年10月19日